

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業(交差点改良事業)					
地区名	一般県道 <small>おくだこうわせん</small> 奥田河和線					
事業箇所	知多郡美浜町大字河和地内 <small>こうわ</small>					
事業のあらまし	<p>一般県道 <small>おくだこうわせん</small> 奥田河和線は、美浜町の中心部を通る東西の幹線道路である。</p> <p>本事業箇所は名鉄河和駅 <small>めいてつこうわえき</small> に近接し、一般県道小鈴谷河和線 <small>こすがやこうわせん</small> 及び美浜町道と交差する十字交差点であるが、カーブ区間であるため見通しが悪く、危険な状況であった。また、右折車線が設置されていないことから、右折待ち車両が後続車の進行を阻害している状況がみられた。さらに、近隣には町役場や病院・商店等が立地していることに加え、小中学校の通学路に指定されているものの、一部区間を除き歩道が整備されておらず、歩行者等の安全が確保されていない状況であった。</p> <p>このため、本事業は、当該交差点の交差点改良及び歩道設置を行うことで、交通事故の削減、危険通学路の解消、歩行者等の安全確保及び交通の円滑化を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>① 交通事故の削減</p> <p>② 危険通学路の解消</p> <p>③ 歩行者等の安全確保</p> <p>④ 交通円滑化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	9.0 億円		□工事費 1.0 億円、□用補費 7.7 億円、□その他 0.3 億円			
事業期間	採択年度	2002 年度	着工年度	2009 年度	完成年度	2016 年度
事業内容	歩道設置を含む交差点改良 延長 L=0.27km、幅員 16.0~17.0m					
II 評価						
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>①交通事故の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該交差点付近の交通事故は、事業採択時(2002年~2004年)は3年間に15件(5.0件/年)の事故が発生していたが、事業完了後の直近3年間(2017年~2019年)では1件(0.33件/年)と減少し、歩行者関連の死傷事故も発生しておらず安全が確保されている。 ・右折車線の設置や、交差点部の総幅員が拡幅されたことによるカーブ区間の見直し改善、歩道設置による歩車分離が、交通事故の削減に寄与した。 <p>②危険通学路の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の整備により歩道が前後区間と合わせて連続して確保されるとともに、危険通学路が解消された。 ・河和小学校へ通学状況を確認したところ、事業完了後、当該区間における通学児童に関する事故は発生していない(2021年8月時点)。また、ヒアリングでは、「車の往来が多い中で歩道が整備され、通学児童(115名)が安全に通行する空間が確保され、安全性が向上したとを感じる。」との回答を得た。 <p>③歩行者等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区間 0.27km の両側に幅 3.5m の歩道を設置することにより、自動車と歩行者及び自転車の通行空間が分離され、歩行者等の安全が確保できるようになった。 ・美浜町役場に対するヒアリングでは、「歩道が設置されたことで歩行者の安全性が向上したとを感じる。」との回答を得た。 				

① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>④交通円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該交差点は右折車線がない2車線道路で、右折待ち車両による直進阻害が発生していたが、事業実施により右折車線が設置され、直進阻害が無くなり車両が円滑に通行することができるようになった。 美浜町役場に対するヒアリングでは、「右折待ち滞留が緩和され、交通が円滑になった。」との回答を得た。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業目標である交通事故の削減、危険通学路の解消、歩行者等の安全確保、及び、交通円滑化については、達成されているものと考えられる。 																																
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>																																
② 事業効果の発現状況	<p>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</p> <table border="1" data-bbox="456 831 1378 1113"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>事業採択時 (2002年度)</th> <th>実績 (2016年度)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事業期間</td> <td>2002~2013</td> <td>2002~2016</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (億円)</td> <td>工事費</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>±0.0</td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>7.9</td> <td>7.7</td> <td>-0.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>+0.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9.0</td> <td>9.0</td> <td>±0.0</td> </tr> <tr> <td>効果の算定要因</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業期間に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、当初2013年度までに完了する予定であったが、用地取得が難航したため、事業期間を延伸することとし、継続的な用地交渉により事業進捗を図り、事業着手から14年後の2016年度に完了した。 本事業箇所は沿道に建物が連担していることから、事業期間の延長はやむを得ないものと判断する。 <p>【事業費に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費は事業採択時と比較し、概ね変動はなく、事業費の設定は妥当と判断する。 <p>【効果の算定要因に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、道路利用者の安全確保を目的としていることから、走行時間短縮や走行経費減少等に基づく費用便益は算出していない。 <p>【貨幣価値化困難な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業採択時の死傷事故率は460.8件/億台キロであり、交通事故の危険性が高い区間であったが、事業完了後の3年間、事業区間での死傷事故率は35.6件/億台キロに減少しており、交通事故の削減に寄与。 歩行者等に関係する事故も発生していないことから、自転車及び歩行者の通行空間において、交通弱者に対する安全性が確保されたものと考えられる。 				事業採択時 (2002年度)	実績 (2016年度)	備考	事業期間		2002~2013	2002~2016		事業費 (億円)	工事費	1.0	1.0	±0.0	用地補償費	7.9	7.7	-0.2	その他	0.1	0.3	+0.2	合計	9.0	9.0	±0.0	効果の算定要因		—	—	
			事業採択時 (2002年度)	実績 (2016年度)	備考																													
事業期間		2002~2013	2002~2016																															
事業費 (億円)	工事費	1.0	1.0	±0.0																														
	用地補償費	7.9	7.7	-0.2																														
	その他	0.1	0.3	+0.2																														
	合計	9.0	9.0	±0.0																														
効果の算定要因		—	—																															
③ 事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の完成により、歩行者や自転車利用者の通行環境が改善し、交通安全の向上に寄与している。 																																	

Ⅲ 対応方針（案）	
今後の事後評価の必要性	・当初の事業目標を達成し効果も確認できていることから、今後の事後評価の必要性はないと考えられる。
改善措置の必要性	・当初の事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものと考えられる。
同種事業に反映すべき事項	・通学児童の安全を確保するため、歩行者の通行空間を確保しながら施工を行うほか、用地取得の進捗に合わせた工事の部分着手など、段階的に工事着手し、早期の効果発現を得ることが重要である。
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見	
・一般県道奥田河和線の対応方針（案）[改善措置等必要なし]を了承する。	
Ⅴ 対応方針	
・改善措置等必要なし	